

南部町空き家・空き地バンク設置要綱

平成19年3月23日訓令第10号

平成31年3月25日訓令第5号

(趣旨)

第1条 南部町における空き家及び空き地の有効活用を通して、南部町と都市等住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、南部町空き家・空き地バンクを設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に居住、店舗の営業等を目的として建築し、現に居住又は使用をされていないもの（近く使用されなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 空き地 町内に存する宅地で、現に使用されていないもの（近く使用されなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (3) 南部町空き家・空き地バンク 南部町内に存する空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の登録及び利用希望者に関する登録を通して、空き家等登録者及び利用希望者及び利用登録者に対して斡旋を行うシステムをいう。
- (4) 利用希望者 南部町への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者
- (5) 利用登録者 第7条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者
- (6) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃借を行うことができる権利を有する個人
- (7) 申込者 南部町空き家・空き地バンクによる空き家等に関する登録を受けようとする所有者等
- (8) 空き家等登録者 第4条第3項の規定による空き家等の登録の通知を受けた申込者
- (9) 斡旋 空き家等及び利用希望者及び利用登録者に関する情報で、空き家等登録者又は利用登録者に対して有用なものを供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、南部町空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(空き家等の登録申込等)

第4条 申込者は、南部町空き家・空き地バンク登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、南部町空き家・空き地バンク登録台帳（以下「空き家等台帳」という。）に登録しなければならない。ただし、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 老朽化が著しい又は大規模な修繕が必要な空き家
- (2) 南部町暴力団排除条例（平成23年南部町条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員が所有者であるもの
- (3) その他町長が適当でないとするもの

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を書面により当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、南部町空き家・空き地バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家等に係る登録事項の変更等)

第5条 空き家等登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく南部町空き家・空き地バンク物件登録事項変更届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 空き家等登録者は、登録物件を空き家等台帳から抹消しようとするときは、南部町空き家・空き地バンク物件登録事項抹消申請書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(空き家等台帳の登録の抹消)

第6条 町長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は前条第2項の規定による申請書の提出があったときは、当該空き家等台帳の登録を抹消するとともに、その旨を南部町空き家・空き地バンク物件登録抹消通知書（様式第5号）により当該空き家等登録者に通知するものとする。

(空き家等利用希望の登録の申込み等)

第7条 利用希望者は、南部町空き家・空き地バンク利用希望者登録申込書（様式第2号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、利用希望者が次の各号のいずれかに該当していると認められる場合は、南部町空き家・空き地バンク利用登録者登録台帳（以下「利用登録者台帳」という。）に登録しなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在及び空き地への住宅建築等を行い、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在及び空き地への住宅建築等を行い、南部町の自然環境、生活文化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする者

(3) その他、町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を書面により当該利用希望者に通知するものとする。

4 町長は、利用希望者が第2項各号に該当しないと認められる場合又は第9条第2号から第4号までの規定に該当すると認められる場合は、利用登録者台帳に登録しないものとし、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく南部町空き家・空き地バンク利用登録者登録事項変更届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 利用登録者は、自己の都合により利用登録者台帳から抹消しようとするときは、南部町空き家・空き地バンク利用登録者登録抹消申請書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

(利用登録者台帳の登録の抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を南部町空き家・空き地バンク利用登録者登録抹消通知書（様式第8号）により当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家等の利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家等の利用が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあると認められたとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(4) 申込内容に虚偽があったとき。

(5) 利用登録者台帳の登録抹消の届出があったとき。

(6) その他町長が適当でないとき。

(斡旋等)

第10条 町長は、必要に応じて、空き家等登録者及び利用登録者に対して、空き家等台帳及び利用登録者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、空き家等登録者及び利用登録者が行う空き家等に関する交渉並びに売買契約及び賃貸契約については、直接これに関与しない。

(契約成立の報告)

第11条 空き家等登録者は、登録物件の売買契約又は賃貸借契約が成立したときは、南部町空き家・空き地バンク契約成立通知書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

南部町空き家・空き地バンク登録申込書

申請者	氏名						
	住所	〒					
	電話/FAX						
	E-mail						
	空き家等の所在地	南部町大字					
空き家等の状況	権利関係	所有者氏名 ・ 賃貸人氏名					
	用途	その他()					
	構造	(例)木造2階建て			建築時期	年 月	
	建築面積	坪 m ²	述べ床面積	坪 m ²	空家・空き地になった時期	年 月	
土地の状況	権利関係	所有者氏名 ・ 賃貸人氏名					
	面積	坪 m ²	敷地内 家庭菜園	可能 不可能	(m ²)		
ライフライン	電気	引き込み済み ・ その他()					
	水道	公営 ・ 井戸 ・ 簡易水道 ・ その他()					
	ガス	プロパンガス ・ その他()					
	トイレ	水洗 ・ 汲み取り 和式 ・ 洋式					
敷地外	附帯物件	畑 m ² ・ 田 m ² ・ その他					
賃貸・売買の条件等	賃貸希望	希望価格	建 物	円/月	土 地	円/月	
			附帯物件	円/月	備 考		
		賃貸条件					
	売買希望	希望価格	建 物	円	土 地	円	
			附帯物件	円	備 考		
		売買条件					
備考							

南部町空き家・空き地バンク利用希望者登録申込書

南部町長 様

私は「南部町空き家・空き地バンク」の利用希望者登録に当たり、「南部町空き家・空き地バンク設置要綱」に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申し込みいたします。

なお、空き家及び空き地を利用することとなった場合は、南部町民として、南部町の生活文化、自然環境への理解を深め、居住者としての自覚をもち、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名



氏 名		年 齢		備 考	
電話/FAX	/				
E-mail					
同居する方の構成	続柄	(年 齢)	続柄	(年 齢)	備 考
	続柄	(年 齢)	続柄	(年 齢)	
1 希望物件 〔建物の広さ(間取り、面積)、築年数、土地面積、家庭菜園の希望等できるだけ詳しく記入してください。〕					
2 立地、環境条件 〔山沿い、集落中心部、小中学校や公共機関までの距離等できるだけ詳しく記入してください。〕					
3 賃貸、売買等条件〔賃貸、売買の希望を記入してください。〕					
(1) 賃貸希望：家賃1月当たり		円～	円・賃貸期間	約	年
家賃以外の条件					
(2) 売買希望・売買代金		円～	円		
売買代金以外の条件					
4 南部町の空き家・空き地を利用したい理由 〔南部町を選んだ理由、空き家・空き地を利用してやりたいこと、南部町でやりたいこと等を記入してください。〕					

年 月 日

南部町長 様

届出者 住 所
氏 名 印

南部町空き家・空き地バンク物件登録事項変更届出書

登録事項の変更がありましたので、南部町空き家・空き地バンク設置要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 登録物件番号 No. _____
2. 変更内容

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

南部町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

南部町空き家・空き地バンク物件登録事項抹消申請書

南部町空き家・空き地バンク設置要綱第5条第2項の規定により、南部町空き家・空き地バンク登録台帳からの抹消を申請します。

記

1. 登録物件番号 No. _____
2. 抹消理由

文 書 番 号
年 月 日

様

南部町長

印

南部町空き家・空き地バンク物件登録抹消通知書

南部町空き家・空き地バンク設置要綱第6条の規定により、南部町空き家・空き地バンク登録台帳から登録を抹消したので通知します。

記

1. 登録物件番号 No. _____
2. 抹消理由

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

南部町長 様

届出者 住 所
氏 名 印

南部町空き家・空き地バンク利用登録者登録事項変更届書

登録事項の変更がありましたので、南部町空き家・空き地バンク設置要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 利用登録者名
2. 変更内容

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

南部町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

南部町空き家・空き地バンク利用登録者登録抹消申請書

南部町空き家・空き地バンク設置要綱第8条第2項の規定により、南部町空き家・空き地バンク利用登録者登録台帳からの抹消を申請します。

記

1. 利用登録者名
2. 抹消理由

文 書 番 号
年 月 日

様

南部町長

印

南部町空き家・空き地バンク利用登録者登録抹消通知書

南部町空き家・空き地バンク設置要綱第9条第1項の規定により、南部町空き家・空き地バンク利用登録者登録台帳から登録を抹消したので通知します。

記

1. 利用登録者名
2. 抹消理由

年 月 日

南部町長 様

空き家・空き地バンク登録者 住所
氏名

印

南部町空き家・空き地バンク契約成立通知書

南部町空き家・空き地バンク制度の利用により、下記のとおり契約が成立しましたので、南部町空き家・空き地バンク設置要綱第11条の規定により報告します。

記

1. 登録情報	登録物件番号 No.	利用登録者名
2. 買主又は賃借人	住所： 氏名：	
3. 契約日	年 月 日	
4. 売買又は賃貸価格	<input type="checkbox"/> 売買： 円 <input type="checkbox"/> 賃貸： 円/月・年・その他（ ）	
5. 利用目的		
6. 特記事項		